総 情 振 第 5 4 号 平成 2 2 年 4 月 1 日

各 総 合 通 信 局 長 殿 沖縄総合通信事務所長 殿

政策統括官

地方税法施行規則附則第6条第73項に規定する総合通信局長の行う 証明に関する事務取扱について(通達)

地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)の施行に伴い、総合行政ネットワークを利用したASPサービスを提供する事業者が当該サービスを提供するために必要となる専用設備を取得した場合、取得後3年度分の固定資産税の課税標準を3分の2に軽減する特例措置に係る総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた平成21年総務省告示第209号(地方税法施行規則附則第6条第94項に規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件)を改正し、告示したところです。

ついては、別添のとおり事務取扱要領を定めましたので、了知の上、よろしく 取り計らい願います。

なお、地方税法施行規則附則第6条第94項に規定する総合通信局長の行う証明に関する事務取扱について(通達)(平成21年4月3日総情振第44号)は、本通達をもって廃止します。

地方税法施行規則附則第6条第73項に規定する 総合通信局長の行う証明に関する事務取扱要領

1 提出書類の受付

総合通信局長は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「規則」という。)附則第6条第73項の規定に基づき総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)の行う電気通信設備の証明を受けようとする申請者より、平成21年総務省告示第209号「地方税法施行規則附則第6条第73項に規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件」(平成21年3月31日公布。以下「告示」という。)第1条に定める証明申請書及び申請添付書類(以下「申請書等」という。)の提出を受けたときは、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づき、遅滞なく形式審査を開始するものとする。また、証明を受けようとする電気通信設備の設置場所が当該総合通信局長の管轄外である場合、管轄する総合通信局長へ提出するよう指導するものとする。

なお、告示第2条に定める電子情報処理組織による申請(以下「電子申請」 という。)においても同様とする。

2 申請書等の補正等

形式審査において、申請書等が次の各号のいずれかに該当するものであると 認めるときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求めるものとする。

なお、補正を求めるに当たっては、適宜の方法により管理するものとする。

- (1) 申請書等の様式が告示で定める様式と相違している場合
- (2) 申請書等の記載事項に不備がある場合(書面による申請の場合にあっては、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、職権で補正できる。)及び申請添付書類が不足している場合
- (3) 電子証明書に記載されている内容と申請者の名称が明らかに相違している場合

3 内容審査

申請書等の内容に関し、次の事項について審査を行うこと。

(1) 証明申請書

ア住所

住所の欄には、申請に係る電気通信設備を取得した申請者の住所が記載されていること。

イ 申請者名

申請者名の欄には、申請に係る電気通信設備を取得した申請者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)が記載されていること。

(2) 申請添付書類

ア 製造社名/型式及び数量 (別表第2号関連)

申請に係る電気通信設備の製造社名/型式及び数量が記載されていること。複数の電気通信設備の証明に係る申請であって、製造社名/型式が異なる場合は、製造社名/型式の種別ごとの数量が記載されていること。

イ 取得年月日 (別表第2号関連)

- (ア) 申請に係る電気通信設備を取得した年月日が記載されていること。複数 の電気通信設備の証明に係る申請であって、取得年月日が異なる場合は、 電気通信設備ごとに取得年月日が記載されていること。
- (イ) 申請に係る電気通信設備の取得年月日が、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの期間であること。

ウ 設置場所 (別表第2号関連)

申請に係る電気通信設備を償却資産として地方公共団体に申告した際の 所在地又は新たに償却資産として申告する際の所在地が番地まで記載され ていること。

エ 申請に係る電気通信設備が、地方公共団体総合行政ネットワークに接続 するために必要となる電気通信設備であることを証明するために必要な 以下の書類が添付されていること(別表第3号関連)

申請者の有する電気通信設備と地方公共団体総合行政ネットワークとの接続を確認できる書類(総合行政ネットワーク運営主体から申請者あてに送付される「総合行政ネットワークASPホスティングサービス接続審査に関する結果通知(受理)」の写し)

- オ 申請に係る電気通信設備が、規則附則第6条第73項に規定する電気通信 設備であることを証明するために必要な以下の書類が添付されていること (別表第4号関連)
- (ア) 地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備
 - A 地方公共団体総合行政ネットワークの通信プロトコルに基づき電気通信 信号を伝送する機能を有するものであることを示す書類
 - B 地方公共団体総合行政ネットワークと申請者の有する電気通信設備との 間の通信の用に供されることを示すネットワーク構成図等の書類

(イ) アプリケーションサーバ

- A ネットワークを通じてソフトウェアを提供するために必要となる機能を 有するものであることを示す書類
- B 地方公共団体総合行政ネットワークと申請者の有する電気通信設備との間の通信の用に供されること及び地方公共団体総合行政ネットワークを通じてソフトウェアを提供するために設置されるものであることを示すネットワーク構成図等の書類

(ウ) ファイアウォール装置

- A 不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコル に基づき電気通信信号を通過させる機能を有するものであることを示す 書類
- B 地方公共団体総合行政ネットワークと申請者の有する電気通信設備との間の通信の用に供されること及び地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備とアプリケーションサーバとの間に設置されるものであることを

示すネットワーク構成図等の書類

(エ) 暗号化装置

A 通信データの暗号化を行う機能を有するものであることを示す書類

B 地方公共団体総合行政ネットワークと申請者の有する電気通信設備との間の通信の用に供されること及び地方公共団体総合行政ネットワークと地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備との間に設置されるものであることを示すネットワーク構成図等の書類

(オ) スイッチ

- A 通信プロトコルに基づき電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものであることを示す書類
- B 地方公共団体総合行政ネットワークと申請者の有する電気通信設備との間の通信の用に供されること及び地方公共団体総合行政ネットワークとアプリケーションサーバとの間に設置されるものであることを示すネットワーク構成図等の書類

(カ) 運用管理端末装置

A 電子計算機としての機能を有する端末装置であることを示す書類

B 地方公共団体総合行政ネットワークと申請者の有する電気通信設備との間の通信の用に供されること及び上記(ア)から(オ)に掲げる設備の運用を管理するために設置されるものであることを示すネットワーク構成図等の書類

4 申請の証明

審査の結果、申請に係る電気通信設備が次項に掲げる事由に該当せず、かつ、規則附則第6条第73項に規定する要件に適合するものであると認められるときは、証明する旨の起案をし、決裁終了後、証明申請書の該当個所に証明番号、証明年月日を記載し、総合通信局長の印を押印した後、当該申請書と当該申請書に添付された申請添付書類別表第2号(以下「証明書」という。)を申請者に交付し、証明書の写しに交付した日付を付記してこれを申請添付書類とともに保管すること。

なお、電子申請による申請に対する場合にあっても、紙媒体により証明書を 発行するものとする。

5 証明の拒否

総合通信局長は、次に掲げる事由に該当すると認められる場合は証明を行ってはならない。

- (1) 電気通信設備が第3項に掲げる要件に適合しない場合
- (2) 申請書等の記載内容が実在する電気通信設備のものと異なる場合であって、申請者に対して確認を行ってもこれが解消されない場合

6 証明拒否の通知

審査の結果、申請に係る電気通信設備が前項に掲げる事由に該当すると認められるときは、証明をしない旨の起案を行い、決裁終了後、証明をしない旨の書面(別紙1)を申請者に交付し、当該書面の写しに交付した日付を付記して

これを申請書等とともに保管すること。

なお、電子申請による申請に対する場合にあっても、紙媒体により通知する ものとする。

7 報告

総合通信局長は、証明の実績について、次の要領で別紙2により政策統括官 あて報告すること。なお、本件報告期限に関わらず、証明書を交付した後は、 すみやかに本省担当者あてに当該証明書及び申請添付書類の写しを情報提供す ること。

(1) 証明期間

本報告に係る証明の始期及び終期を記入すること。

(2) 証明実績

証明書交付に係る電気通信設備について、該当する項目を記入すること。 なお、申請に係る電気通信設備の取得価格を申請者からヒアリングし、取得 価格の把握に努めること。

(3)報告期限

報告期限については、次表のとおりとすること。ただし、第3回の報告については、特例措置の期間が平成23年3月31日までとなっていることから、当面は次表のとおりとするが、特例措置が継続される等状況により本省報告期限を変更することがある。

	証明期間の終期	本省報告期限	
第1回	平成22年1月末日	平成22年2月末日	
第2回	平成23年1月末日	平成23年2月末日	
第3回	平成23年3月末日	平成23年4月末日	

別紙1

(文書番号) 平成年月日

(申請者名) 殿



地方税法施行規則附則第6条第73項に規定する総合通信局長の行う 証明について(通知)

標記について、貴殿からの平成 年 月 日付け証明申請については、審査の結果、下記理由により当該申請に係る電気通信設備が、地方税法施行規則附則第6条第73項の要件に適合しないため、証明することができませんので通知します。

記

「固定資産税の特例措置の適用にならない理由」

(文書番号)

平成 年 月 日

政 策 統 括 官 殿

○○総合通信局長

地方税法施行規則附則第6条第73項に規定する総合通信局長の行う 証明について(報告)

1 証明期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 証明実績

HTT / 1/2 (1/2)				
	申請者名	数量	設置場所 (都道府県名まで)	取得価格
地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備	•	•	•	•
アプリケーション サーバ	•	•	•	•
ファイアウォール装置	•	•	•	•
暗号化装置	•	•	•	•
スイッチ	•	•	•	•
運用管理端末装置	•	•	•	•